

# 出水期に向け、関係機関との連絡体制を確認!

## ～令和8年度加古川大堰放流連絡会議を開催～



### 【加古川大堰放流連絡会の概要】

まもなく出水期を迎えることから、加古川大堰の放流に関する関係機関との連絡体制確認と、放流による下流での事故防止を目的に、4月23日に「加古川大堰放流連絡会」を開催しました。本会議は、昭和62年4月に発足し、今年で39回目を迎えます。会議では、関係機関への円滑かつ迅速な情報提供を行うため、洪水警戒体制の発令基準、下流巡視の手順、放流通知の連絡先などを確認しました。

### 【特定多目的ダム法第32条】

多目的ダムによって貯留された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

### 【会 員】

- 【会 長】 姫路河川国道事務所長
- 【副会長】 兵庫県 加古川土木事務所長
- 【監 事】 加古川市消防本部 消防長  
高砂市消防本部 消防長
- 【委 員】 兵庫県 加古川警察署長  
兵庫県 高砂警察署長
- 【事務局】 河川管理第二課



### 【議事内容】

令和8年4月23日(木)10:00～10:30

- ◆開会挨拶
- ◆放流連絡会規約・役員について
- ◆令和7年度の放流連絡結果について  
(令和7年度放流概要)
- ◆令和8年度の放流連絡方法等について
- ◆質疑応答

① ホームページ  
<https://www.kkr.mlit.go.jp/himeji/>  
② X(旧Twitter)  
[https://twitter.com/mlit\\_himeji](https://twitter.com/mlit_himeji)

①



②



話そうはりま



### 【取り組み】

- 放流連絡会を通じて出水時の加古川大堰の操作体制などを関係機関に理解いただくとともに、必要な防災情報の確認方法などについても情報共有を図りました。
- 操作室を見学してもらい、堰の操作がどのように行われるか理解を深めてもらいました。

【問い合わせ先】  
国土交通省 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所  
(加古川分室)河川管理第二課  
〒675-1205 兵庫県加古川市八幡町中西条875-1  
(代表)TEL 079-438-0207

